

塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（子ども）

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	塩尻市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	9-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（子ども）
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		塩尻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 別表第37の項 塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（子ども）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第1条	塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て（児童）は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、（その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立）が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この条例は、心身障害者、（子ども）、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子の（健康の保持及び生活の安定）に資するため、福祉医療費給付金（以下「給付金」という。）を支給し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）第5条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）第5条の規定による受給資格の取得又は更新の申請に係る事実についての審査に関する事務

### 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第5条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

### 特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第5条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

### 特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第5条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

### 特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第5条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

## 特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第5条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号	塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第13条
事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第13条の規定による受給資格の変更又は喪失の届出に係る認定に関する事務

## 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ1	塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第13条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

## 特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ2	塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第13条第2項
-------	---------------------	--

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

### 特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ3	塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第13条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

### 特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ4	塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第13条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

### 特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ5	塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第13条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）第10条

事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	塩尻市福祉医療費給付金条例（昭和45年塩尻市条例第10号）第10条の規定による給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
-------	---	--

## 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第11条第3項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

## 特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第11条第3項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

## 特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第11条第3項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

## 特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第11条第3項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

## 特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則（平成2年塩尻市規則第3号）第11条第3項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--

## 届出情報

独自利用事務の対象者	子ども
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2019年03月29日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	26
保護評価書の名称	福祉医療費給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E9%95%B7%E9%87%8E%E7%9C%8C%E5%A1%A9%E5%B0%BB%E5%B8%82%E9%95%B7&amp;ev_name=%E7%A6%8F%E7%A5%89%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E7%B5%A6%E4%BB%98%E9%87%91%E3%81%AE%E6%94%AF%E7%B5%A6%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99%E3%80%80%E5%9F%BA%E7%A4%8E%E9%A0%85%E7%9B%AE%E8%A9%95%E4%BE%A1%E6%9B%88&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;opn_date_from_gengo=4&amp;opn_date_from_year=31&amp;opn_date_from_month=1&amp;opn_date_from_day=1&amp;opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=99&amp;opn_date_to_month=12&amp;opn_date_to_day=31&amp;count=20&amp;search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2">https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E9%95%B7%E9%87%8E%E7%9C%8C%E5%A1%A9%E5%B0%BB%E5%B8%82%E9%95%B7&amp;ev_name=%E7%A6%8F%E7%A5%89%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E7%B5%A6%E4%BB%98%E9%87%91%E3%81%AE%E6%94%AF%E7%B5%A6%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99%E3%80%80%E5%9F%BA%E7%A4%8E%E9%A0%85%E7%9B%AE%E8%A9%95%E4%BE%A1%E6%9B%88&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;opn_date_from_gengo=4&amp;opn_date_from_year=31&amp;opn_date_from_month=1&amp;opn_date_from_day=1&amp;opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=99&amp;opn_date_to_month=12&amp;opn_date_to_day=31&amp;count=20&amp;search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2</a>